

平成20年
4月から

お年寄りの医療制度が変わります

～後期高齢者医療制度がスタート～ Part 4

保険料

北海道の保険料率が決定

平成19年11月22日開催の北海道後期高齢者医療広域連合議会で次の通り決定されました。

今回は、国民健康保険税などと、後期高齢者医療保険料の年額を比較しました(次ページから)。

この比較は各事例における目安として参考にしてください。

保険料 = $\frac{\text{被保険者均等割額}}{\text{賦課限度額}} + \frac{\text{所得割額(率)}}{\text{賦課限度額}} \times \text{被保険者の総所得金額等(※)から33万円を差し引いた金額の合計額}$

被保険者均等割額: 43,143円
所得割額(率): 9.63%
賦課限度額 = 50万円

※収入から必要経費(給与所得控除額、公的年金等控除額など)を差し引いたもの。
○端数については、賦課額計算において100円未満を切り捨て。
○上記の保険料率については、平成20、21年度分について適用され、2年毎に見直し予定。

◆保険料の軽減(被保険者均等割額の軽減措置)

総所得金額等が 下記金額以下の世帯	減額割合
33万円	7割
33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)	5割
33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2割

※総所得金額とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65歳以上の方の公的年金所得の場合は、これからさらに15万円差し引いた額で判定します。
※なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

◆後期高齢者保険料所得階層別一覧

(年額)

所得	年金収入換算 (参考)	単身世帯	2人世帯(※)		合計額
			世帯主	世帯員	
0万円	120万円	(7割) 12,900円	(7割) 12,900円	(7割) 12,900円	25,800円
20万円	140万円	(7割) 12,900円	(7割) 12,900円	(7割) 12,900円	25,800円
40万円	160万円	(7割) 19,600円	(7割) 19,600円	(7割) 12,900円	32,500円
60万円	180万円	(2割) 60,500円	(5割) 47,500円	(5割) 21,500円	69,000円
80万円	200万円	(2割) 79,700円	(2割) 79,700円	(2割) 34,500円	114,200円
100万円	220万円	107,600円	(2割) 99,000円	(2割) 34,500円	133,500円
120万円	240万円	126,900円	126,900円	43,100円	170,000円
140万円	260万円	146,100円	146,100円	43,100円	189,200円
160万円	280万円	165,400円	165,400円	43,100円	208,500円
180万円	300万円	184,700円	184,700円	43,100円	227,800円
200万円	320万円	203,900円	203,900円	43,100円	247,000円
220万円	343万円	223,200円	223,200円	43,100円	266,300円
240万円	370万円	242,400円	242,400円	43,100円	285,500円
260万円	397万円	261,700円	261,700円	43,100円	304,800円
280万円	423万円	281,000円	281,000円	43,100円	324,100円

※2人世帯(ともに75歳以上で世帯主:年金収入、世帯員:所得0の場合)

(7割)均等割 7割軽減 (5割)均等割 5割軽減 (2割)均等割 2割軽減

◆芽室町の国民健康保険税と後期高齢者医療制度保険料との比較

(年額)◇100円未満切捨

芽室町の国民健康保険税(仮=19年度税率を採用して)			
1人あたり均等割額	世帯あたり平等割額	所得割率	資産割率
31,500円	35,000円	7.40%	30.0%

※資産割は平均的な事例を表すことがむずかしいため、比較の対象から除いています。

後期高齢者医療制度の保険料	
1人あたり均等割額	所得割率
43,143円	9.63%

①1人世帯(75歳以上)

例1 年金収入が153万円以下の方

均等割額	平等割額	所得割額
31,500円	35,000円	0円
7割軽減該当		

均等割額	所得割額
43,143円	0円
7割軽減該当	

国民健康保険税 19,900円
保険料 12,900円
比較 7,000円 減

解説

☆所得割の算定

年金収入	153万円	-	公的年金等控除	120万円	=	総所得金額	33万円	-	基礎控除	33万円	=	所得割算定の所得	なし
------	-------	---	---------	-------	---	-------	------	---	------	------	---	----------	----

☆軽減の判定

年金収入	153万円	-	公的年金等控除	120万円	-	特別控除	15万円	=	総所得金額	18万円	≤	33万円	=	減額割合	7割
------	-------	---	---------	-------	---	------	------	---	-------	------	---	------	---	------	----

前ページの軽減基準より

例2 年金収入が180万円の方

均等割額	平等割額	所得割額
31,500円	35,000円	19,900円
2割軽減該当		

均等割額	所得割額
43,143円	26,001円
2割軽減該当	

国民健康保険税 73,100円
保険料 60,500円
比較 12,600円 減

例3 年金収入が240万円の方

均等割額	平等割額	所得割額
31,500円	35,000円	64,300円
軽減該当なし		

均等割額	所得割額
43,143円	83,781円
軽減該当なし	

国民健康保険税 130,800円
保険料 126,900円
比較 3,900円 減

②2人世帯(ともに75歳以上)

例4 年金収入が、夫153万円以下、妻135万円以下の世帯

均等割額	平等割額	所得割額
63,000円	35,000円	0円
7割軽減該当		

均等割額	所得割額	保険料
43,143円	0円	12,900円
43,143円	0円	12,900円
7割軽減該当		

国民健康保険税 29,400円
保険料計 25,800円
比較 3,600円 減

例5 年金収入が、夫192万円(妻135万円以下)の世帯

均等割額	平等割額	所得割額
63,000円	35,000円	28,800円
5割軽減該当		

均等割額	所得割額	保険料
43,143円	37,557円	59,100円
43,143円	0円	21,500円
5割軽減該当		

国民健康保険税 77,800円
保険料計 80,600円
比較 2,800円 増

例6 年金収入が、夫238万円(妻135万円以下)の世帯

均等割額	平等割額	所得割額
63,000円	35,000円	62,900円
2割軽減該当		

均等割額	所得割額	保険料
43,143円	81,855円	116,300円
43,143円	0円	34,500円
2割軽減該当		

国民健康保険税 141,300円
保険料計 150,800円
比較 9,500円 増

例7 年金収入が、夫240万円、妻170万円の世帯

均等割額	平等割額	所得割額
63,000円	35,000円	76,900円
軽減該当なし		

均等割額	所得割額	保険料
43,143円	83,781円	126,900円
43,143円	16,371円	59,500円
軽減該当なし		

国民健康保険税 174,900円
保険料計 186,400円
比較 11,500円 増